

政令案今週にも閣議決定

早ければ17日公布の見通し

改正廃棄物処理法

廃棄物処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令案が早ければ今週14日にも閣議決定され、17日に公布される見通しとなった。省令については政令公布から1カ月後とされるため、年明けとなるもよう。

一方、処理業者の優遇化に関するインセンティブとして許可の有効期限の5年から7年への延長、収集運搬業の許可の広域化による手続きの簡素化、欠格要件の見直しによる無限連鎖の是正など処理業者にやさしい規制緩和、育成・支援策が注目された。

そのほとんどが来年度からの施行だが、処理業者や地方自治体の関心を集めているのが、許可期限の7年延長に際し、その適用は当該処理業者の許可申請時なのかという点や収集運搬業の許可の広域化に際し、移行期間の経過措置の中身といえる。

4月からの施行だが、処理業者や地方自治体の関心を集めているのが、許可期限の7年延長に際し、その適用は当該処理業者の許可申請時なのかという点や収集運搬業の許可の広域化に際し、移行期間の経過措置の中身といえる。

一方、「廃棄物処理法の施行規則の一部を改正する省令案の概要」の意見公募の締め切りが12月15日と迫っている。

中身は、広域認定制度の創設に伴う、広域

4月からの施行だが、処理業者や地方自治体の関心を集めているのが、許可期限の7年延長に際し、その適用は当該処理業者の許可申請時なのかという点や収集運搬業の許可の広域化に際し、移行期間の経過措置の中身といえる。

年以上の廃棄物処理業の実績がある、③IS O14001、エコア クション21などの認証制度で認められていること、④電子マネーフエ ストの利用が可能などが示されている。

一方、「廃棄物処理法の施行規則の一部を改正する省令案の概要」の意見公募の締め切りが12月15日と迫っている。

中身は、広域認定制度の創設に伴う、広域

再生利用指定制度の経過措置の廃止。同制度は、廃棄物を広域的に処理することが適当なかつ再生利用の目的となる産業廃棄物を環境大臣が指定、これを適

正に処理することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者は収集運搬や処理業の許可を不要とする制度。

03年の法改正で同制度を発展させた広域認定制度が創設され、同制度は廃止されたが、03年11月28日の環境省令で経過措置が設けられ、指定を受けた者は当分の間指定制度に基づき処理を行うことができることになった。

正に処理することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者は収集運搬や処理業の許可を不要とする制度。